

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成26年6月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 農地法適用外事実確認証明について
- 議第 7号 「全国農業新聞」の普及拡大・勧誘について
- 議第 8号 平成26年度作況調査について
- 議第 9号 利用状況調査について

- 報告事項
- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
 - 報第 2号 基盤強化法の解約通知について
 - 報第 3号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 33名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 2番 鶴 卷 純 一 委員 |
| 3番 内 山 敏 雄 委員 | 4番 村 井 善一郎 委員 |
| 5番 熊 倉 睦 委員 | 6番 捧 譽 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 9番 佐 藤 満 委員 | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 横 山 一 雄 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員 | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 23番 野 崎 文 夫 委員 | 24番 嘉 藤 太加雄 委員 |
| 26番 阿 部 新一郎 委員 | 27番 星 野 英 治 委員 |
| 28番 藤 田 吉 則 委員 | 29番 渡 邊 一 英 委員 |

30番 原 正 利 委員 31番 小 師 勉 委員
32番 目 黒 伸 一 委員 34番 蒲 澤 正 委員
35番 小 林 六 一 委員

欠席委員 2名

25番 佐 藤 裕 雄 委員 33番 山 田 佳 典 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 堀 雅 志
事 務 局 次 長 齋 藤 公 明
経 営 基 盤 係 副 参 事 麦 倉 政 勝
経 営 基 盤 係 主 任 堀 江 定 昭

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、6月の定例総会を開会したいと思います。

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席33名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。9番、佐藤満委員、28番、藤田吉則委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

早速に議事に入りますが、議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いしたいと思います。今月の申請につきましては、22番の所有権移転1件で、先ほど開催いただきました農地銀行運営委員会であっせん委員よりご報告いただいた案件でございます。

下保内地内の農地2筆、1,850㎡をあっせんによる売買により取得したいものがあります。先ほどもご説明ありましたが、価格は10a当たり約92万円であります。

続きまして、2ページお願いいたします。657番は、中浦地内の農地34筆、1万48,71㎡を新規により5年間利用権設定することで、本年の3月総会で承認をいただきましたが、その後、貸付人の死亡が判明したため、今回取り消しをするものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を

報告願います。

第3調査部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果についてをご報告いたします。

第3調査部会では、6月25日午前9時から厚生会館第2集会室におきまして、部会員、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時25分に閉会をしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、所有権の移転1件、合計件数1件、面積にして1,850㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められるなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言を願います。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

では、続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

議案書の3ページお願いいたします。今月の申請は3件で、合計1万8,914.92㎡であります。

順に説明申し上げます。

13番は、如法寺地内の農地1筆、213㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約240万円であります。

14番は、猪子場新田地内の農地1筆、337㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり89万円であります。

15番は、南中地内ほかの農地、計16筆、1万8,364.92㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約が期間満了するため、再設定するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、使用貸借によるもの1件、合計件数3件、面積1万8,914.92㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

5ページをお願いいたします。今月の申請は4件で、合計1,359㎡であります。

では、戻りまして、4ページの6番から順に説明いたします。

6番でございます。6番は、吉田地内の農地1筆、165㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万1,000円でございます。場所につきましては、西鱈田小学校東側600m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第5号の15番で農地法第5条の許可申請がなされております。

続きまして、7番は計画変更のみの申請で、東新保地内の農地2筆、661㎡を住宅1棟、農業用車両通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、JR三条駅北東300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、第3種農地と判断されます。

なお、本申請土地の東側隣接地167㎡について、本申請土地と一体利用したいとのことで、議第4号の6番で農地法第4条の許可申請がなされております。

続きまして、8番は西大崎2丁目地内の農地1筆、181㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約2万円でございます。場所につきましては、大崎中学校南西300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第5号の16番で農地法第5条の許可申請がなされております。

1枚おはぐりお願いいたします。9番は、8番、申請地の東側隣接地で、計画変更のみの申請でございます。西大崎2丁目地内の農地1筆、352㎡を住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、同じく大崎中学校南西300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして4件、面積にして1,359㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

では、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明いたします。

6ページお願いいたします。今月の申請は2件で、合計326㎡であります。

6番は、東新保地内の農地2筆、167㎡を農機具格納庫1棟、通路の用地とし利用したいものです。場所につきましては、先ほど議第3号の7番でご審議をいただきました申請土地の東側隣接地で、JR三条駅北東300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、7番は東鱈田地内の農地4筆、159㎡を車庫兼物置1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、本成寺中学校南側300m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(野崎会長)

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長(4番村井善一郎委員)

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして2件、面積にして326㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明いたします。

議案書の9ページお願いいたします。今月の申請は11件で、合計1万4,132.58㎡であります。

7ページにお戻りをお願いいたします。

15番につきましては、先ほどご審議をいただきました議第3号『事業計画変更承認申請について』の6番でご説明をさせていただきました内容と同じでございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、16番につきましても同じく議第3号の8番で説明をさせていただきました内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、17番は笹岡地内の農地1筆、53㎡を売買により取得し、通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約9,000円であります。場所につきましては、三条市消防署下田分署北西300m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

18番は、笠堀地内の農地6筆、9,047㎡を賃借権の設定により、新潟県発注の笠堀ダムかさ上げ工事の施工に必要な事務所1棟、宿舍2棟、駐車場及び資材置き場等の用地として、平成26年7月25日から平成29年7月24日までの3年間、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、笠堀公民館北側300m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

19番は、須頃2丁目地内の農地1筆、960㎡を賃借権の設定により、貸し露天駐車場用地として利用したいものです。場所につきましては、JR燕三条駅東側近接地で、都市計画用途地域の商業地域内にあることから、第3種農地と判断されます。

20番は、鬼木地内の農地2筆、146㎡を賃借権の設定により、携帯電話基地局新設工事に伴う作業ヤードとして、平成26年7月23日から平成26年11月30日まで、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、川通浄化センター北側200m付近で、農用地区分は第2種農地と判断されます。

21番は、北潟地内の農地2筆、194㎡を賃借権の設定により、先ほどの20番と同じく携帯電話基地局新設工事に伴う作業ヤードとして平成26年7月23日から平成26年11月30日まで、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、東部工業団地北西400m付近で、農用地区分は農振農用地区域に該当しております。

22番は、荻堀地内の農地1筆、2,463㎡を賃借権の設定により、五十嵐川河川改修工事に伴う建設資材置き場の用地として、平成26年8月1日から平成29年7月31日までの3年間、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、下田体育館東側500m付近で、農用地区分は農振農用地区域に該当しております。

1枚おはぐりをお願いいたします。23番は、月岡2丁目地内の農地1筆、330㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、月岡小学校東側400m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内にあることから、第3種農地と判断されます。

24番は、茅原地内の農地2筆、305.58㎡を贈与により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、大面小学校北側700m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

最後に、25番でございます。25番は、月岡4丁目地内の農地1筆、288㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,000円であります。場所につきましては、槻の森運動公園北側300m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明終わります。審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

4番、村井委員、お願いいたします。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして11件、面積にして1万4,132.58㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法適用外事実確認証明について』を議題といたします。
事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第6号『農地法適用外事実確認証明について』説明いたします。

議案書の10ページお願いいたします。今月審議願いたい案件は2件で、合計263㎡であります。

農地法の適用を受けない事実確認、いわゆる非農地証明の発行の取り扱いにつきまして、5月の総会においてご報告をさせていただきましたが、本年6月からその月の調査部会現地確認担当と事務局で現地確認を行い、調査部会で意見決定し、その後、総会の議決を経て、証明を発行するとさせていただいたところです。

それでは、1番から説明をさせていただきます。

1番は、井栗2丁目地内の農地1筆、66㎡について、旧農地調整法第2次改正、いわゆる旧農地法で、昭和21年11月22日施行でございますが、この法律の施行前より現況が農地でなくなっているため、非農地としたいとします。

2番につきましては、鹿峠地内の農地2筆、197㎡について、6月前に事実確認願いの申請があったことから、5月26日に16番、大竹委員、34番、蒲澤委員及び事務局で現地確認を行い、両委員からは事実確認願いのとおり、耕作放棄により土地が森林となっており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地であるとの確認をいただいているところでございます。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

『農地法適用外事実確認証明について』は、件数にして2件、面積にして263㎡で、このうち1枚につきましては書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地法の適用を受けない事実の内容を満たしており、非農地として確認したことで報告いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、5月2

6日の現地確認委員の調査結果及び調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

第3部会長は、自席へお戻りください。どうもありがとうございました。

議長(野崎会長)

続きまして、議第7号『「全国農業新聞」の普及拡大・勧誘について』を議題とし、お願いを申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門誌で、購読料は月600円であります。

当農業委員会におきましても農業委員数の5倍、175部を目標部数としておりますが、6月末現在142部と低迷している状況であります。勧誘は、個人のみならず、農業生産法人などにも声をかけていただきたいと思っております。

そこで、ことしも全委員から、委員1名につき2部以上の普及拡大を図っていただきたいと思ひまして、申込書等をお配りさせていただきましたので、ぜひともご協力のほどお願い申し上げます。

ことしも取り扱いの注意をお願いしますが、各地域の購読者名簿を配布しておきましたので、記載以外の方についての普及拡大をお願いいたします。

なお、申込書の提出は事務局まで願います。

この件につきまして、皆様のほうで何かご意見ございませんか。

ないようですので、新聞購読のほうよろしくお願い申し上げます。

議長(野崎会長)

続きまして、議第8号『平成26年度作況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがかとご提案申し上げます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議なしと認めます。

それでは、議第8号『平成26年度作況調査について』につきましては農政対策部会に付託することといたします。

私のほうから皆さんのほうに、決まってからちょっとおかしい話なのですが、ご相談なのですが、先般この作況調査についてやり方を変えたほうがいいのではないかと。今までのやり方でいいのかという発言が出ましたが、私もずっと兼ねてやってきた経過の中で、ほんの検分の中で作況調査をやってきたわけでございます。今回ちょっと方法を

変えたほうがいいのではないかなということ、発言が出ましたが、皆さんのほうで何かご意見ございましたらお願いしたいと思います。それを参考にして、また農対のほうで決めさせていただければなと思っています。

ないようですので、農政対策部会に付託することにいたします。よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第9号『利用状況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、農地法第30条に規定されている利用状況調査の一部として農地パトロールを実施してきたところですが、利用状況調査の方法の詳細を農政対策部会に付託したいとご提案を申し上げます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

ご異議なしと認めます。

それでは、議第9号『利用状況調査について』につきましては農政対策部会に付託することといたします。

議長（野崎会長）

以上、議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号及び報第3号について事務局より報告願います。

事務局（堀事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月は農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、22番、野水委員。

農政対策部会長（22番野水敏秋委員）

7月18日午後1時半から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。関係委員には事務局より案内書が行きますので、よろしくお願いいたします。

します。

また、農地パトロールについても話し合いたいと思いますので、よろしくお願いいたします
します。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。7月25日午前9時から厚生会館第2集
会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席を願います。

以上で終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

今そのほかにご意見ございましたらよろしくお願いいたします。

2番、鶴巻委員。

2番（鶴巻純一委員）

貴重な時間でございますが、会長、会長代理が開会前に発言されました規制改革会議
が農業委員会等に関して6月13日に答申した内容について発言させてもらいたいと思
います。

全国農業新聞の中でも6月20日付で規制改革会議の第2次答申したばかりだと報道
されましたけれども、既に農業委員の皆さんはおわかりかと思えますけれども、会長代
理の冒頭発言のとおり、農業委員会等に関しては選挙制度を廃止して任命制度に移行、
それから農業委員の数を現行の半分程度に縮小し、県、国と続く3団体の農業委員会制
度を廃止するとされています。

全国農業新聞では、6月20日付の2面の主張の欄で、この答申は多くの検討課題が
あるという表現でありましての本来のところを指摘しております。

1つは、公選制の問題でありまして、会長も発言されましたけれども、公選制の廃止
は農地政策のあり方を大きく左右すると報道しております。

2点目は、正当性の確保、県、国と続く平行線については、3団体のネットワークと
して日常的な活動に不可欠であると。

3点目には意見の公表、これは農業委員会の極めて重要な機能で、なくすわけにはい
かないのだという表現しています。

また、20日付の農業新聞の3面には、記事欄のほぼ全部を使いまして、田代洋一教
授がコメントされた内容について説明しておりますが、この答申は農外資本が農業に進
出するのをやりやすくするためだと話しております。答申の内容に、農地を所有できる
法人の要件を大幅に緩和して、東京にいても新潟の農地を所有できる。究極的には、ア

メリカにいても新潟の農地を所有できるものというふうになる可能性が大であります。

答申では、農業委員会の選挙制度の廃止については、使命を的確に果たすことができる適切な人物が幸運なプロセスを経て委員に就任するために選挙制度を廃止するなどという逆立ちしたような言い方をしております。まるで選挙制度は悪いものだとも言いたげな表現ですが、田代教授は意見、権利の除外や委員数の半減などの答申についても現在の制度が必要なものであり、地域の農業条件に精通した農家が行う権利の機能は不可欠で、選挙で選ばれた代表だからこそ権利もできると言っています。

私は、規制改革会議が答申したこの内容には反対でございます。今でも大変な状況の農業農村をさらに疲弊させるものと考えております。農業現場での高齢化や後継者難、耕作放棄地の増加などへの対応と逆行するような答申を実行されたのでは、農村地域、集落は混乱していくものだと思います。

会長におかれましては、多くの県内農業委員会と共同されまして、この答申の実現を阻むところを展開していただきたいと考えてございます。

以上です。

議長（野崎会長）

2番、鶴巻委員が発言されました内容については、私も同感だと思っておるわけでございます。冒頭の挨拶の中で話をしましたが、やはり今まで公選の中で選ばれてきて、任務を全うしてきております。そんな中で推薦という形、あるいはまた地域の推薦という形になってくれば、責任回避という問題も出てくるのではないかなとと思っているわけでございます。

バッチつけてこそ初めて、バッチという重みは公選の中でいただいたバッチでございます。バッチの重みの中で我々活動しているわけでございます。私も県の農業会議においては、鶴巻委員がおっしゃったような内容を含めて、過去に発言した経過もあります。そんな中で私ばかりではありません。佐渡の農業委員長、あるいは十日町の会長、上越の会長から同じような意見が出されております。そんな中で、新潟県としては足並みをそろえて、この諮問規制改革の委員に対してやはり訴えていく必要があるのではないかなと、私のほうから話をしたわけでございます。今後ともまたそういう機会があれば、発言していかなければならないかなとっておるわけでございます。

また、農業団体の推薦もしかり、そうです。やはり農業団体は一体となって、また議会推薦ももちろんそうですが、行政と一体になって我々活動していくのがこの農業委員会の基本のバロメーターではなかろうかなとと思っているわけでございます。

そういったことで、私も鶴巻委員の発言に対して力を注いでもらいました。それで、今後努めていきたいと思っておるわけでございますので、よろしいでしょうか。

2番（鶴巻純一委員）

ありがとうございます。

議長（野崎会長）

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時20分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 9 番）

議事録署名委員（28 番）
